

平成 26 年第 2 回定例会（9月議会）
農林水産委員会提出資料
(所管事項関係)

平成 26 年 9 月 11 日

農 林 水 産 部

目 次

1 「あきたこまち30周年」の記念イベント等について [水田総合利用課]	1
2 「北限の桃」に発生した生育障害の発生要因等について [園芸振興課]	3
3 「秋田牛」のデビューについて [畜産振興課]	5
4 新たな栽培漁業基本計画の策定について [水産漁港課]	6
5 森と木の国あきた展について [林業木材産業課]	7
6 林業公社のあり方検討委員会について [林業木材産業課]	8
7 「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」に基づく 水源森林地域の指定について [森林整備課]	10

1 「あきたこまち30周年」の記念イベント等について

水田総合利用課

「あきたこまち30周年」を契機に、秋田米の食味と品質の高さをアピールするため、JAグループとの連携により、新たな販売促進活動やPR活動を展開する。

1 異業種との連携による新たな販売促進活動の展開

パナソニック(株)との連携により、炊飯器購入者へ「極上あきたこまち(2kg)」をプレゼントすることにより、秋田米ファンの拡大を図る。

- ・応募期間 平成26年9月10日～12月10日
- ・贈呈期間 平成26年10月下旬～平成27年1月中旬
- ・対象者 銘柄焼き分け機能付き炊飯器購入者 12,000名

2 秋田米トップセールス活動の展開

知事等が、首都圏での企業訪問や国民文化祭での名刺交換の際などに、「極上あきたこまち(2合)」を配付し、秋田米のPRを行う。

- ・配付期間 平成26年10月～平成27年3月
- ・配付数量 1,200個(200個×6ヶ月)

3 各種イベント等によるPR活動の展開

(1) あきたこまち誕生30周年記念式典

秋田米の販売促進のため、全国の秋田米の取引先をはじめ、「あきたこまち」の開発から販売までに携わってきた関係者による式典が開催された。

- ・主催 全農秋田県本部
- ・期日 平成26年9月5日
- ・場所 秋田キャッスルホテル
- ・出席者 180名

(2) あきたこまち30周年誕生祭 “おこめフェスタ in アルヴェ”

「こまちメモリアルデー」の多彩なイベントが開催され、県内から多くの消費者や生産者が来場した。

- ・主催 全農秋田県本部
- ・期日 平成26年9月6日～7日
- ・場所 秋田拠点センター「アルヴェ」
- ・来場者 約5,600名

(3) 京急あきたフェアの開催

京急百貨店（横浜市）において、パナソニック（株）との連携による「あきたこまち」の試食販売や物産展、観光PR等のほか、京急線の各駅や沿線の京急ストア等の量販店でキャンペーンを行う。

- ・主 催 京急グループ、全農秋田県本部、県
- ・期 間 30周年キャンペーン 10月11日～11月9日（物産展等 10月18日～19日）
- ・場 所 京急百貨店、京急ストア、京急各駅など

(4) 「こまち食堂」のオープン

首都圏の消費者に「あきたこまち」をはじめとする県産食材をPRするため、期間限定の店舗を開設する。

- ・期 間 平成27年1月7日～13日
- ・場 所 三越日本橋本店

2 「北限の桃」に発生した生育障害の発生要因等について

園芸振興課

鹿角地域で栽培されている「北限の桃」に5月中旬頃から枯死や衰弱といった生育障害の発生が確認されたことから、要因調査を実施した。

1 被害状況

- (1) 障害が発生した農家数は、163戸中118戸で発生農家率は72%であった。
- (2) 障害の発生率は13.7%で、うち枯死樹率が7.0%、衰弱樹率は6.7%であった。
- (3) 障害の発生は、成木と比較して植栽から3年未満の若木で多かった。

	調査 樹数 (本)	障害 樹数 (本)	障害の 発生率 (%)	うち枯死 樹数(本)	枯死樹率 (%)	うち衰弱 樹数(本)	衰弱樹率 (%)
若木	3,887	649	16.7	432	11.1	217	5.6
成木	7,514	915	12.2	367	4.9	548	7.3
計.	11,401	1,564	13.7	799	7.0	765	6.7

※ 全戸を対象とした被害調査（6月20日～7月4日）

2 発生要因調査

(1) 調査内容等

- ア 調査期間 平成26年8月11日～12日
イ 調査対象 被害が少なかった農家19戸及び多かった農家20戸
ウ 調査方法
 - ・ 栽培管理方法等に関する園主からの聞き取り調査
 - ・ 健全園（被害が少なかった園地）と衰弱園に区別した樹体の外観傷害調査

(2) 調査結果

- ア 主幹の表面積に占める傷害の割合は、衰弱園においては若木で約15%、成木で約25%と高く、健全園では5%以下と低かった。
イ 衰弱園では、樹皮の褐変や亀裂などの凍害痕が多かった。
ウ 凍害痕は、過半が木の南から西側に発生し、位置は地上から40～60cmが最も多い。
エ 健全園における樹勢は「適正」から「やや強い」に分類される良好なものが大半を占めた。

(3) 発生要因

- ア 生育障害は様々な要因が重なって発生したと想定されるが、衰弱園で凍害痕の発生が多いことから、主因は11月中旬及び1～2月の低温による凍害と考えられる。

※ 11月中旬の低温（最低気温-7℃）、1～2月の低温（最低気温-10℃以下が17日）及び4～5月の少雨が特徴的（かづの果樹センター）

イ また、衰弱園の成木においては、主幹の表面積の1／4が傷害を受け、相当量の導管（水の通導組織）が損傷したことから、4月から5月の少雨・乾燥が樹体の水分ストレスとなり、衰弱や枯死を助長したと考えられる。

ウ なお、凍害は、著しい低温や気温変動等が主因となるものの、剪定の強弱や着果過多、多肥等による樹体の充実不良で発生が助長されるという知見もあることから、これらの要因も関与したのではないかと考えられる。

3 今後の対応

- (1) 健全な樹勢を確保するため、栽培に関する基本技術について再確認を行うとともに、「北限の桃凍害防止のポイント」を作成・配布するなど、この冬に向けて技術対策を徹底する。
- (2) また、樹体の健全性を維持し凍害を最小限に抑えるための技術については、主産県における研究成果や先進事例等も踏まえながら調査研究を進め、樹体の健全性を維持する技術のレベルアップを図る。
- (3) 枯死樹及び回復の望めない衰弱樹については、速やかに伐採するとともに、来春の改植に向け、今秋までに苗木を確保するよう指導する。
- (4) 補改植にあたっては、国事業（果樹経営支援対策事業）の優先的な活用を促すとともに、対象とならない場合は、県事業（雪害復旧支援対策事業）を活用し、農家の経営再建を支援する。

■ 国の支援対策

- 果樹経営支援対策事業
 - ・補助対象 補改植に要する経費
 - ・補助率 1／2以内
 - ・面積要件 2 a 以上（目安：改植本数5本以上）
- 未収益期間支援事業
 - ・補助対象 補改植後の未収益期間に対し、20万円/10 a を助成（4年分）
 - ・面積要件 5 a 以上（目安：改植本数12本以上）

■ 県の支援対策

- 農業経営等復旧・再開支援事業（雪害復旧支援対策事業）
 - ・補助対象 補改植に要する経費（事業費上限 5,000円／本）
(苗木購入費、支柱、土壌改良資材、肥料費など)
 - ・補助率 1／2以内

3 「秋田牛」のデビューについて

畜産振興課

県産牛のブランド化による有利販売と全国メジャー化を図るため、新たなブランド「秋田牛」のデビューにあわせて、県内外でのPR活動や販売促進等に取り組み、認知度向上を図る。

1 「秋田牛」ブランドの推進体制

(1) 推進母体の設立

- ・名 称 「秋田牛ブランド推進協議会」
- ・設立期日 平成26年10月6日
- ・構 成 員 「秋田牛」ブランドに賛同する生産者、生産者団体、集荷団体、食肉卸業者 等
- ・参加見込 肥育農家 91戸（全 134戸中 68%）
肥育牛 5,764頭（全7,500頭中 77%）

(2) 取組内容

- ・生産農場の認証制度の運用
- ・「秋田牛」のPR、販売促進 等

2 「秋田牛」のPRスケジュール

期 日	イ ベ ン ト 等
10月6日	県内デビューイベント（秋田市「ビューホテル」） 第1部 「秋田牛ブランド推進協議会」設立総会 第2部 「秋田牛」のデビューを祝う会
10月7日～13日	県内のスーパー等における一斉試食・販売（50店舗）
10月～12月	県内の飲食店における「秋田牛」フェア（40店舗）
10月23日	首都圏デビューイベント（東京都「ホテルニューオータニ」） ・「秋田牛」のお披露目会
10月～12月	首都圏の飲食店におけるメニュー化推進（12店舗）
1月～2月	県内3カ所での「秋田牛」を味わう会
3月下旬	県有種雄牛枝肉共励会（東京食肉市場）

4 新たな栽培漁業基本計画の策定について

水産漁港課

漁業生産の維持・増大と漁業経営の安定に資するため、県では、国の「基本方針」に基づき、平成22年に「第6次栽培漁業基本計画」を定め、計画的かつ効率的な栽培漁業を推進してきているが、新たなニーズ等を踏まえ、今年度末を目途に「第7次栽培漁業基本計画」を策定する。

1 栽培漁業の現状

- ・ 基本計画では、マダイ、トラフグなど6種を対象種に定め、放流目標数を設定
- ・ このうち、水産振興センターはトラフグ、ガザミの種苗生産・放流技術の試験研究を実施
- ・ (公財)県栽培漁業協会が同じ施設を使用し、県から技術移転したマダイ等の種苗を生産

第6次基本計画の放流目標数	
対象種	数量(千尾)
マダイ	600
ヒラメ	200
トラフグ	80
アワビ	600
クルマエビ	5,000
ガザミ	500

2 栽培漁業の課題

- ・ 放流ニーズの変化に対応した対象種の見直し
- ・ 放流魚の回収率の向上につながる高質種苗の生産
- ・ 稚魚生産密度の向上によるコスト削減
- ・ 栽培漁業施設の老朽化

3 基本計画の見直しの方向性

第7次基本計画では、平成27年～31年の5カ年で取り組む対象種と目標数量、生産技術水準の目標などについて定める。

(1) 対象種の検討

- ・ 漁業者ニーズを踏まえ、キジハタなど新魚種の導入やクルマエビの放流中止を検討

(2) 単位水量当たりの生産数量の向上

- ・ 県及び栽培協会の技術水準を検証し、到達目標を設定

(3) 高価格魚の放流量の増加

- ・ 北限の秋田ふぐ、秋田オリジナルワカメなど秋田ブランド魚の増産

(4) 計画策定のスケジュール

- ・ 沿海市町、漁業関係者等と内容を協議 10月～11月

- ・ 素案の作成 12月

- ・ 海上保安部等関係機関と協議、海区漁業調整委員会へ諮問 1月～3月

- ・ 成案、公表 3月末

4 栽培漁業施設のあり方

基本計画の見直しに合わせて、新しい生産技術への対応や生産コストの低減等の観点から、老朽化した施設のあり方について検討を行う。

5 森と木の国あきた展について

林業木材産業課

県内木材関連企業の販路拡大を図るため、首都圏において商社や住宅メーカー等を対象とした情報発信や商談会等を行う「森と木の国あきた展」を開催する。

1 主 催

県、秋田県木材産業協同組合連合会

2 開催期間

平成26年10月2日～11日

3 場 所

新宿パークタワー1階アトリウム（東京都新宿区西新宿3-7-1）

4 内 容

(1) 展示会（10月2日～11日）

秋田スギ構造材によるスケルトンハウス、内装材を多用した木造ハウス、新しいデザインの和室キット、曲木等秋田の技術を用いた家具など、出展企業36社の木製品の展示会を5つのブースで展開

(2) 商談会（10月2日、3日、9日、10日）

展示会場に出展企業の営業マンが駐在し、販路開拓に向けた商談活動を実施

(3) 県産材・木製品等販売促進フェア（10月10日）

・第1部 プロモーション

知事によるトップセールス

基調講演 県立大学木材高度加工研究所長

・第2部 企業PR

出展企業による製品の展示紹介

・第3部 情報交換会

大口需要企業の幹部を招待した情報交換会

(4) その他

業界関係者を対象としたセミナーやファミリー向けの木工体験などを実施

6 林業公社のあり方検討委員会について

林業木材産業課

本年4月に外部有識者からなる「秋田県林業公社のあり方検討委員会」を設置し、これまで、5月15日、6月19日、7月17日の3回開催した。

1 第3回（7月17日）の開催状況

- (1) 今後想定される4つの経営形態（公社存続、県営林化（県直営）、県営林化（外部委託）、契約解除）について、次のポイントを中心に議論
 - ア 県民の負担（長期収支試算を含む）
 - イ 事業の公益性
 - ウ 実現の可能性
- (2) 委員からの主な意見は、別紙のとおり

2 今後の予定

第4回の検討委員会を10月10日に開催し、報告書の取りまとめを行う予定

参考 検討委員会委員（敬称略）

熊谷嘉隆（国際教養大学教授、委員長）
吉岡順子（公認会計士）
松渕秀和（秋田経済研究所長）
久米正雄（大仙市副市長）
大塚幸絵（環境カウンセラー）

第3回秋田県林業公社のあり方検討委員会における主な意見

- 廃止しても森林は誰かが管理しなければならない。契約を解除しても所有者による管理は困難。また、県営林化した場合、担当者が3～5年で異動するなど管理経営の継続性に課題が残る。

公社を存続した場合、平成29年度までの間、債務が膨らむことは問題だが、県では県産材の活用を積極的に推進しているところであり、また、コスト縮減を図りながら事業を開拓していくべき、今後に期待が持てる。

よって、総合的に考え、公社存続が一番良い方向と考える。
- 他県では債務返済の見通しが立たないことから公社を廃止しているが、本県林業公社の場合、長期収支試算でプラスが見込める状況であり、検討のスタートラインが他県とは違う。公益的機能を確保するための業務についても、公社存続の方が効率的かつ更に高めることが可能と考えられ、総合的に見て公社存続が適当と考える。
- 公社存廃の検討は収支のみでなく、公益的機能の確保も重視して判断する必要がある。

公益的機能確保の観点から公社存続が最もリスクが少ないと考える。
- 長期収支試算では県営林化より公社存続の方が収益が多くなっているが、様々な前提条件の下での試算であり、条件次第で変わり得ることから大差はない。

公社存廃については収支の面だけでなく公益性などの観点から総合的な判断が必要であり、業務の効率性など、公社存続には一定の合理性があると考えるが、この場で方向性は決めかねる。
- 極めて公益性の高い事業であり、適切な管理経営を確保するため、林業経営のプロフェッショナルに任せるべき。このため、公社は存続すべきである。ただし、公社の継続的な自助努力も必要である。
- 長期収支試算は前提条件によって変わってくるので、公社存続となった場合でも、今後も5年毎の見直しを行い、情報公開していく必要がある。

7 「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」に基づく 水源森林地域の指定について

森林整備課

平成26年4月に施行された「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」に基づき、10月1日からの事前届出制度の開始に向けて、その対象となる水源森林地域の指定を行う。

秋田県水源森林地域の保全に関する条例

(水源森林地域の指定)

第9条 知事は、水源の涵養の機能の維持増進を図るため保全する必要がある森林の存する地域を水源森林地域として指定することができる。

1 水源森林地域の指定の考え方

県内民有林のうち、水源の涵養機能の維持増進を図る必要がある地域を水源森林地域として指定する。

具体的には、以下の(1)～(6)について、市町村の意見を踏まえて指定することとし、(1)～(2)は県が案を提示し、(3)～(6)については市町村からの提案を受けて指定する。

- (1) 水源かん養保安林及び干害防備保安林
- (2) ダム上流の森林
- (3) 市町村森林整備計画における水源涵養機能維持増進森林
- (4) 公共の用に供する生活用水源上流の森林
- (5) 公共の用に供する地下水源周辺の森林
- (6) (3)～(5)以外で市町村から指定の要望があった森林

2 水源森林地域の指定

平成26年10月1日付で、県内民有林447千haのうち132千haを指定することとし、現在、公告中である。

追加提案を検討中の市町村もあり、今後も年1回程度の頻度で、指定地域の追加等を行う。

民有林面積	水源森林地域指定の予定面積 (H26. 10. 1時点)	指定割合
446, 959 ha	132, 163 ha 〔うち(1)～(2) 126, 709 ha (3)～(6) 5, 454 ha〕	30%

3 指定地域等の周知

指定地域や制度の概要等については、県の広報、ホームページ及び市町村の広報を用いて広く周知を図るとともに、森林組合や土地取引の関係団体等へは、県職員が直接説明に出向くなどして周知と協力依頼を行う。

(参考) 事前届出制度の手続の流れ

